

1 行政改革推進委員会の制度と役割について

【制 度】

社会経済情勢の変化に対応する簡素で効率的な市政運営を推進するため、守谷市行政改革推進委員会設置条例に基づき、委員会を設置しています。

【役 割】

委員会は、市長の諮問に応じ、守谷市の行政改革に関する重要事項を審議し、その結果を市長に答申します。

① 実施計画の実施状況等に関する事項

行政改革大綱に基づく行政改革実施計画の実施状況について、意見・助言等を行います。

② 行政評価に関する事項

行政評価（外部評価）を実施し、意見・助言等を行います（平成 25 年度から）。

【その他】

■ 委員の任期

第六期守谷市行政改革推進委員会（任期 3 年）

（平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで）

■ 委員会の開催

平成 29 年度は年 8 回予定（平成 28 年度は 9 回開催）

■ 守谷市の行政改革の経過

昭和 62 年度 守谷町行政改革大綱策定

平成 8 年度 第二次守谷町行政改革大綱策定（平成 8～13 年度（5 年間））

平成 13 年度 第三次守谷市行政改革大綱策定（平成 14～18 年度（4 年間））

平成 14 年度 守谷市行政改革推進委員会設置（※旧：行政改革懇談会）

平成 18 年度 第四次守谷市行政改革大綱策定（平成 19～21 年度（3 年間））

平成 21 年度 第五次守谷市行政改革大綱策定（平成 22～24 年度（3 年間））

平成 24 年度 第六次守谷市行政改革大綱策定（平成 25～27 年度（3 年間））

平成 27 年度 第七次守谷市行政改革大綱策定（平成 28～33 年度（6 年間））

2 行政改革実施計画について

第七次守谷市行政改革大綱を推進するため、行政改革実施計画を策定し、これに基づいて具体的に改革・改善を実施していきます。計画策定に当たっては、具体的な取組内容やスケジュールを定め、目標設定の数値化に努めることとしています。

【行政改革の視点】

行政改革は、刻々と変化する社会情勢等の中で、自律的・継続的な行政経営を目指し、不断の決意をもって取り組む必要があります。

本市では、地方自治の基本原則に立ち返り、限られた経営資源（人材・財源・施設・情報など）を効率的・効果的に活用し、より市民満足度の向上に繋がる行政改革を推進します。

そのため、第七次となる行政改革では、第六次で示した、事務事業の効率化を追求する減量型の「量の改革」と行政サービスの成果（＝市民満足度）を追求する向上型の「質の改革」を引き継ぎながら、職員一人ひとりが常に現状を見直し、改善に取り組む「意識の改革」を中心として、組織的な改革に取り組みます。

○ 「量の改革」の視点

事務事業の合理化や簡素化により徹底的に無駄を省くとともに、事務事業の再編・整理を図るなど、行財政の効率化・スリム化に取り組みます。

○ 「質の改革」の視点

市民ニーズを的確に把握し、市民満足度の向上を目指して、質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

○ 「意識の改革」の視点

サービスを提供する側である職員一人ひとりが、現状の業務の進み方に満足せず、常に改善の意識を持って、行政改革に取り組みます。

【行政改革大綱の推進項目及び実施事業】

第七次守谷市行政改革実施計画で実施事業と掲げられている 11 事業について、平成 28 年度から執行管理を行い、行政改革に結び付けていきます。

3 外部評価について

【外部評価の目的】

外部評価制度は、市が実施する行政評価（内部評価）に市民の視点を加えて、評価の客觀性・公平性、評価結果の精度を高めるとともに、市民への説明責任の徹底、透明性の向上を図るため実施するものです。

【外部評価の内容】

（1）評価の対象・手法

【平成 18～23 年度まで】

平成 23 年度までは、事務事業を単独で評価し、事務事業の進め方やコストについて検討しました。

【平成 25 年度】

平成 25 年度は、前年度までに評価を終えた事務事業を束ねる施策を対象に外部評価を行い、各施策の目的、目標の達成状況を検証しました。

【平成 26 年度～】

平成 26 年度以降は、施策のみの評価ではなく、事務事業の施策内相対評価を実施することで、施策内の各事務事業の貢献度・優先度を評価することとし、事務事業の改善、廃止、予算への反映に結び付けることができるような提言をいただいているます。

（2）施策評価の進行状況と選定

平成 28 年度までに、全 27 施策のうち 16 施策の評価を終えました。これまでには、評価未実施の施策を優先的に評価してきましたが、平成 29 年度は、未実施の施策に限定せずに、優先順位が高かったり、喫緊の課題であったりする施策の評価を予定しています。

（3）外部評価の進め方

- ① 施策の選定
- ② 施策内の各事務事業の評価、担当課のヒアリング
- ③ 事務事業の施策内相対評価
- ④ 外部評価報告書の作成、市への提出

参考資料

○守谷市行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応する簡素で効率的な市政運営を推進するため、守谷市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の行政改革に関する次に掲げる重要な事項を審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 実施計画の実施状況等に関する事項
- (2) 行政評価に関する事項
- (3) その他本市の行政改革の推進について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 企業において改革改善の経験を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

○守谷市行政評価実施規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、効率的・効果的な行政運営を図るために実施する行政評価について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 総合計画における行政の基本的方針をいう。
- (2) 施策 政策に基づき位置付けられているもので、政策を実現するための具体的な方策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するために行う個々の行政活動としての事務及び事業をいう。

(評価の種類)

第3条 行政評価の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 施策評価 政策実現のために実施される施策の目的達成度の評価や方向性の設定を行う評価
- (2) 事務事業評価 事務事業の目的やその達成度、効率性などの評価と方向性の設定を行う評価

2 前項第2号に規定する事務事業評価は、次に掲げる評価により行うものとする。

- (1) 事前評価 有効性や採算性などの観点から事業採択に値するかを決定するため、事前に行う評価
- (2) 中間評価 目的達成のための課題を認識した上で、次年度のコストの方向性を設定するために、実施年度の期中に行う評価
- (3) 事後評価 成果や目的達成度を測り、今後の事業の方向性を設定するために、実施年度の期末に行う評価

(評価の実施)

第4条 行政評価の実施は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業及び議会とする。

(会議)

第5条 行政評価を実施するに当たり、次の会議を置く。

- (1) 施策評価会議 施策の主管課長及び関係課長で構成し、次の評価を行う。
 - ア 施策の一次評価
 - イ 事務事業の優先度評価
- (2) 全庁政策会議 市長、副市長、教育長、市長部局の部長、会計管理者、教育部長及び上下水道事務所長で構成し、次の評価を行う。
 - ア 施策の最終評価
 - イ 施策の優先度評価

2 前項第2号の全庁政策会議に、総務課長、秘書課長、企画課長及び財政課長を出席させる。

3 前項の規定により出席する者は、第1項第2号ア及びイの評価について意見を述べることができる。

(外部評価)

第6条 行政評価の客観性を高めるため、第三者による評価を行うものとする。

(評価結果の活用)

第7条 行政評価の結果については、事務事業の改革改善、計画立案、予算編成、組織改編及び定員管理等に活用するものとする。

(評価結果の公表)

第8条 評価結果は、市民に公表するものとする。

2 公表した評価結果等に対する意見等についての対応は、施策に関するものは施策の主管課が、事務事業に関するものは担当課等が、行政評価の運用に関するものは企画課が行うものとする。

(庶務)

第9条 行政評価の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、行政評価の実施に当たり必要な事項は、市長が別に定める。